

質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<b>平準化について</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（意見）発注が年度末に固まっている状況が続いていると思われる。今後も平準化に取り組んで欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度全体としては平準化してきているが、補正予算が11月頃に成立するため、発注が1～3月に集中している状況である。</li> </ul>
<b>抽出案件について</b>	
<b>1 粟島海洋記念公園海洋記念館本館改修工事</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物の改修工事という特殊な案件であり、1者応札となっている。今回の案件を請け負える県内業者の数は何者だったのか。</li> <li>・工事費が高額になっているが、どの部分が高いのか。</li> <li>・（意見）この図面からでは、どの部分がどういう風に施工されたか分かりにくい。手書き等で詳細について分かるように追記していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内建築一式工事のAランク業者の中で、9社は求める施工実績があることを確認している。特殊な案件とはいえ、一定の競争性は確保できていたと考えている。</li> <li>・耐震工事費が高い。島しょ部での工事であることに加え、下請に入る大工、左官及び瓦屋根などの職人も文化財に関する専門的な知識や経験を有する必要があるため、単価が高額となっている。</li> </ul>
<b>2 高河改修第9号 住吉川 河川改修工事</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松土木事務所同時期における河川改修工事は、応札者が少ないという傾向は見受けられないが、本件が一者応札となった原因について考察されているか。</li> <li>・応札金額が100%というのは稀なのか、それとも要因があつてちょうどどの応札金額になっているのか。</li> <li>・調査基準価格の公表は当初からしているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河口部の潮の干満の状況や、上流からの流量を見て施工する点で、現場の仮設や工事の手順等に苦慮を要する内容であったことが、応札者が少ない結果につながったと考えている。</li> <li>・3千万円以上の工事において、応札率が100%になることは珍しい。予定価格は事前に公表しているため、今回のような応札は可能であるが、潮待ちや流量の関係がある中で、応札された業者としては利益が出にくい現場と判断し、予定価格ちょうどで応札したところ、その額で受注に至ったと考えている。</li> <li>・事前に公表はしていない。</li> </ul>
<b>3 田中北部地区 ほ場整備その7工事</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1者応札となった理由は何か。</li> <li>・ほ場整備工事は、その1、その2などと分割して発注しており、発注金額に幅があると思うが、面積や工事内容の差異が大きいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土の切り盛りが主となる工事であり、雨天後は土を乾かす作業があるなど、天候に大きく左右されるため、経費に反映されていない施工管理業務がある。そのため、作業効率が悪く、利益に繋がらない工事と判断され、敬遠されたものと推察している。</li> <li>・予算の状況により工事範囲を調整している。場所によって、主な業務がほ場整備か道路工か水路工かなどが違って来るほか、パイプライン工事も一緒に発注しているため、費用や面積に幅がある発注となっている。</li> </ul>
<b>4 県道観音寺佐野線（有木工区）地方特定道路整備工事（法面工）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は補正予算がついたために実施した工事か。</li> <li>・本工事で別途発注工事の請負業者は別か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途発注の土木工事の掘削工により形成された切土法面を早急に保護する必要があつたため、補正予算の有無に関わらず実施予定であった。</li> <li>・お見込みのとおりである。</li> </ul>
<b>5 ゼロ県債 国道438号外2線 道路維持修繕工事（道路維持）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロ県債とは何か。</li> <li>・7者辞退となっているが、それは入札に参加する前に辞退したのか。</li> <li>・辞退した理由は考えらえるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の債務負担行為をとり、当該年度分の予算はなしで、翌年度に支払いをする契約の事である。</li> <li>・その通りである。</li> <li>・今回のような半年間の維持修繕工事は、業者にとって計画的な工事が出来ず、1者応札、2者応札または、不調後の再度入札になる状況がある。</li> </ul>
<b>入札監視委員会の開催回数・件数について</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議回数を減らしても、年間の審議件数は維持するという考えはわからなくはないが、そもそも発注件数全体に占める審議件数の割合が低く、審議件数を維持するというのは、単に数を合わせたのみのような気もする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視機能として水準を維持し、近県の状況や国の取組みを比べて同程度以上の水準となるよう考えている。ひとまず1回8件として継続し、今後、いただいた意見を踏まえて検討したい。</li> </ul>

るかどうか。

- ・(意見) 今回の改定はともかくとして、今後、入札監視委員会自体の目的から考えた適正件数を検討して欲しい。